

寒河江市交通指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市における学童及び園児の通学等の安全を確保するため、交通指導員（以下「指導員」という）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学童園児の街頭指導に関すること。
- (2) 交通秩序の保持及び交通事故の防止に関すること。
- (3) その他交通安全の推進に関すること。

(委嘱)

第3条 指導員は、次に該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市に居住する20歳以上75歳未満の者
- (2) 交通指導に関する知識及び経験を有する者

(任期)

第4条 指導員の任期は、1年とする。

2 指導員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の配置)

第5条 指導員の配置箇所は、所轄警察署、教育委員会、交通安全協会その他の関係機関団体と協議し市長が指定する。ただし、地域の事情等により特に必要と認められる場合は、市長は配置箇所を変更することができる。

(勤務時間)

第6条 指導員の勤務時間は、午前7時30分から同8時30分までの間の45分とする。ただし、通学及び通園の時間帯に応じて勤務時間を変更することができる。

(報償の支給)

第7条 市長は、予算の定める範囲内において、交通指導に従事した時間数に応じて報償を支給する。

- (1) 登校時の勤務に係る報償は1,388円とする。
- (2) その他の事業に係る報償は1時間あたり1,850円とする。

2 前項の報償は、教養訓練のため勤務した場合にも支給することができる。

(勤務の方法)

第8条 指導員は、次により勤務するものとする。

- (1) 指導員は勤務に従事したときは、勤務日誌（別記様式1）に必要な事項を記載し、翌月はじめ担当職員の検印を受けるものとする。
- (2) 指導員は勤務中、交通事故の発生及び著しい交通渋滞等を認めたときは速やかに警察官に通報連絡するものとする。
- (3) 指導員は、交通警察官及び民間交通指導員と密接な連絡協調のもとに勤務するものとする。

(教養訓練)

第9条 指導員は、警察官等から教養訓練を受けるものとし、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 指導員としての心構え。
- (2) 交通法令及び交通指導の要領
- (3) その他必要と認める知識及び技能

2 新たに任命された指導員は、市長の定める期間、必要な基礎訓練を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 指導員は、職務の遂行に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 業務に就くときは、貸与品を着用又は装備すること。
- (2) 警察官にまぎらわしい行為をしないこと。
- (3) 服装、姿勢及び態度を常に端正に保つとともに交通法規を遵守し、他の模範となるよう努めること。
- (4) 交通指導に当たっては、言動を慎み懇切丁寧を旨とし誠意をもってあたること。

(災害時の報告)

第11条 指導員は、勤務中災害を受け、又は他の指導員が災害を受けたことを認知したときは、速やかにその事実を市長に報告しなければならない。

(被服等の貸与)

第12条 市長は、指導員に被服及び装備品（以下「貸与品」という。）を貸与するものとする。

2 前項の貸与品の品目及び数量は、別表のとおりとし、貸与品の取扱いは次に掲げるとおりとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(1) 貸与品は、予算の範囲内で現品を貸与する。

(2) 貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用し、保存上必要な処置を行わなければならない。

(3) 貸与期間中に自己の故意又は過失により貸与品を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

(4) 退職したときは、貸与品を速やかに返納しなければならない。

(5) 市長は、被服等貸与簿（別記様式2）により貸与の状況を明らかにするものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式 1

勤 務 日 誌					検印		
勤 務 日	年 月 日 曜日				天候		
勤 務 者	印		従事 時間	自 時 分 至 時 分	時間		
記事 (報告、 連絡、 その他)							

別表

貸与品目	数量	摘要
冬服	1着	交通指導員の章を含む。 着用期間は、11月1日から翌年の4月30日とする。
夏服	1着	交通指導員の章を含む。 着用期間は、5月1日から6月30日まで、9月1日から10月31日までとする。
盛夏衣	1着	交通指導員の章を含む。 着用期間は、7月1日から8月31日までとする。 ただし、寒暖の差により期間を伸縮するものとする。
外とう	1着	
雨衣	1着	
安全帽 (ヘルメット)	1個	帽章を含む。
ネクタイ	1本	
白帯革	1本	
腕章	1枚	
警笛	1個	警笛ひもを含む。
半長靴	1足	
ゴム長靴	1足	
防寒用手袋	1双	
白手袋	2双	
ベルト	1本	
指揮棒	1本	
防寒靴	1足	

